

令和元年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年3月9日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F 大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年3月9日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年3月9日 午後1時52分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	20番 濱田 定武                      23番 林田 樫臣					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏              課長補佐 高田真之              参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第3回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（船津 宏君）** それでは開会いたします。御起立をお願いいたします。礼。ご着席ください。ただいまから、令和元年度第12回総会を開会いたします。初めに、杉下会長からご挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。今世の中では、コロナウイルスが大変問題化しておりますけれども、皆さんも十分注意して、仕事なり、委員会活動もやってほしいと思います。今日はですね、全員出席であります。定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今回の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、20番濱田定武委員、23番林田樫臣委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** それでは報告いたします。資料2ページ目左側をご覧ください。今回は7件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号、先ほど訂正しておりますけど、21番から22番は、契約内容変更のため。申請番号23番から24番が第三者貸し付けのため。申請番号25番から27番が、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、許可不要届1件について説明いたします。資料は、2ページの右側からになります。申請番号5番ですが、申請者は、町内の個人の方で転用しようとする土地としましては、一筆。地目・現況は田。転用面積は1,185㎡のうち180㎡となっております。転用する事由としましては、農業用資材及び農業機械置場で、客土をして造成し、資材や機械置き場として使用したいとのこと。建築工作物等はありません。申請地は、3ページの地図にありますように、下乙公民分館から西に400m、国道219号線から南に200mの辺りで、農用地区域内ですが、町の農林振興課と農用地区域内の軽微な変更について協議済みで、こちらは、特に手続は不要ということになっております。以上、報告いたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

#### 日程第4 報告第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは御報告いたします。資料は5ページ左側からご覧下さい。今回は14件の届け出が、提出されております。関連資料につきましては、資料5ページ左側の、農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料5ページ右側は、令和元年5月1日現在です。資料6ページ左側、平成30年3月1日現在です。同じく右側は、平成31年3月31日現在です。資料7ページ左側は令和2年3月1日現在です。なお、3ヶ年提出された事を申し添えます。同じく資料7ページ右側は、平成31年2月1日現在です。資料8ページ左側は、令和2年2月1日現在です。なお、2ヶ年分提出されてあることを申し添えます。資料8ページ右側が令和元年12月1日現在です。資料9ページ左側は令和元年10月1日現在です。資料9ページ右側は、令和2年1月1日現在です。資料10ページ左側は、平成30年8月1日現在です。同じく右側は、令和元年8月1日現在です。なお、2ヶ年分提出されてありますことを申し添えます。資料11ページ左側は、令和元年6月1日現在です。資料11ページ右側は、平成31年3月1日現在です。資料12ページ左側は、令和2年2月1日現在です。なお、2ヶ年分提出されておりますことを申し添えます。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいま、報告第3号について報告がありました。発言のある方は、挙手をお願いします。ありませんか。はい、特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

#### 日程第5 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第4条の許可申請について説明をいたします。資料は12ページ右側からになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号3番ですが、申請者は、町内の個人の方で、転用する土地としましては、一筆。地目は田。現況は通路等となっております。転用面積が138㎡となっております。転用する目的としましては、通路及び宅地です。14ページをご覧頂きますと、申請地の地図にありますように、福留公民館から北西に100mのあたりで、農用地区域外で、16ページに始末書を添付してあります。17ページの右側の現況図を見ながら、お聞き頂きますとよろしいかと思います。御自宅をですね、昭和64年頃に、御自宅と、それから同時期に、東側の納屋を建築された際に、出入りのための通路を、町道のほうから設置をされております。そのあと、納屋の増築部分と、自転車小屋を設置されております。申請人さんは、宅地の敷地内と思い込み、その通路、それから納屋の増築等を施工されていたということです。今回、申請人の息子さんが、同じ宅地内に御自宅を新築されたことによって、登記の手続を行っていたところ、今回の申請地が農地の中であったことが判明し、今回の4条申請をなされるものです。既に30年以上経過しており、当時から通路及び建物敷地内となっていたこと。それから、申請人当事者の故意や悪意はなく、思い違いであったこと。また、転用基準から考慮した場合にでも、現地は一種農地であります。農家住宅の転用基準面積は、1,000㎡となっており、おおむね1割の範囲内で、下回っておることから。また、他に町道からの進入路の確保も困難なこと。さらに、申請により今後規則違反等ないよう、責任を持って対応するとの表明もあっていることなどから、特に問題がないと判断されます。既成事実の申請でありますことから、経費の発生はありません。これらのことから、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号3番の案件について、6番委員の城本委員より報告をお願いします。6番員の城本です。午前中調査しまして。場所はですね、やっつろう館のすぐそばになります。今、事務局のほうから説明ありましたとおり、悪意、故意がないと思いますので、皆さんの寛大なる処置をお願いしたいと思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

## 日程第6 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は19ページの右側からになります。今回は、1件の審議をお願いいたします。申請番号20番ですが、譲渡し人は、町内の個人の方。譲受人は県外の法人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目・現況は、それぞれ畑と田です。転用面積は、合計で1,162㎡となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買です。転用の目的は、売電型太陽光発電設備の用地となっております。21ページの地図をご覧ください。申請地は、二子公民分館から北西に350m、主要地方道多良木相良線の大2橋から北に100mの辺りになります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、宅地化が進んでいる区域に隣接し、その農地の区域の規模が10ヘクタール未満の農地で、第2種農地となり、転用は可能です。22ページから譲受人の法人の定款などの資料。23ページから事業計画書、資金計画書、事業費の見積もり、残高証明。25ページに、自己資金の残高証明。それから、26ページに排水計画と配置図をつけております。2筆にまたがっております。間のところを結ぶ電線については、今回、譲渡し人の御自宅の宅地内を埋設して、使われるということです。それから27ページ右側に、農地区分の検討図をつけております。ほかの地目に囲まれている第2種農地です。28ページに、ほかの土地との代替性検討もなされており、周囲農地への影響もないことなどから、許可相当と考えております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号20番の案件について、14番委員的射場委員より、報告をお願いします。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。申請番号20番の案件について、現地調査の報告結果を報告いたします。場所は、事務局より説明がありましたとおり、県道多良木相良線の大2橋から、北へ100mほど入った住宅地内にあります。現況としまして、南側は田、北側は畑となっておりますが、それぞれ作付等はされておられません。一部に苗木植えてありましたけれども、これは近隣の造園の方が借りて作られているという話を、伺ったことがあります。それ以外について、雑草が生い茂っているんですとかさうい

うところはないので、転用についての問題点は、少ないものと思われます。以上です。審議よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、原案の通り、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

## 日程第7 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、利用権設定にかかわる分について説明いたします。資料は32ページから34ページをご覧ください。申請番号130番から167番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号168番から172番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号173番から179番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号180番から183番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は34ページ右側からご覧ください。今回の申請は6件で、申請番号13番から17番は、相手方の要望により熊本県農業公社が借り入れするものです。申請番号18番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号13番から14番までの買い入れ価格は、ともに10アール当たり65万円です。申請番号15番から17番までの買い入れ価格は、ともに10アール当たり80万円です。申請番号18番の買い入れ価格は、10アール当たり81万9,715円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。なお、35ページから40ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を合わせております。なお、申請地図は13番から17番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度、あさぎり町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 御起立願ひます。礼。

**閉会 午後1時52分**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 20番 濱田 定武

あさぎり町農業委員会 署名委員 23番 林田 樞臣